

認 定 手 続 開 始 通 知 書（ 権 利 者 用 ）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（ 開 始 通 知 書 番 号 ）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記7.に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。なお、提出された証拠又は意見は、輸入者等に開示することがあります。

記

1. 疑義貨物	品 名	数 量
2. 輸入者等の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

（注）

- 上記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
- 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
- 上記2. から4. までの記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。
- 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）